

県保有情報漏えい等に関する第三者調査委員会の状況について

令和7年4月16日
総務部

1 秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会 【所管課：人事課】

（1）調査の目的（調査期間：令和6年10月8日～令和7年3月31日）

週刊誌に掲載された本県職員が秘密を漏えいしたと指摘される事案についての事実確認

（2）調査報告書提出日

令和7年3月31日（月）

（3）今後の対応

今後、速やかに人事管理上の対応等の検討を行う。

調査報告書の内容及び調査報告書を作成した委員の氏名については、証拠隠滅、調査関係者への妨害など、干渉や圧力が生じることのないよう、当該対応等の発表に際し、公表を行う。

2 県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会 【所管課：法務文書課】

（1）調査の目的（調査期間：令和7年1月7日～令和7年3月31日）

人事課保管の情報の漏えいに係る指摘についての事実関係（インターネットでの動画配信及びSNS並びに報道）等の調査

（2）調査報告書提出日

令和7年3月31日（月）

（3）今後の対応

今後、速やかに人事管理上の対応等の検討を行う。

調査報告書の内容及び調査報告書を作成した委員の氏名については、証拠隠滅、調査関係者への妨害など、干渉や圧力が生じることのないよう、当該対応等の発表に際し、公表を行う。